

「川越市子ども・子育て支援事業計画 中間年改定（素案）」に関する意見公募手続きの結果について

1. 意見公募手続きの概要

- (1) 募集期間 平成 29 年 11 月 22 日（水）～平成 29 年 12 月 22 日（金）
- (2) 募集対象
  - ① 市内に住所を有する方
  - ② 市内の事務所・事業所に勤務する方
  - ③ 市内の学校等に在学する方
  - ④ その他この案に関し、利害関係を有する方
- (3) 閲覧場所
  - ① 川越市役所こども政策課、各市民センター、南連絡所、本川越駅証明センター、各児童館、地域子育て支援センター、保健所、総合保健センター、各公民館、各図書館
  - ② 市ホームページ
- (4) 意見提出方法
  - ① 直接持参
  - ② 郵送
  - ③ ファックス
  - ④ 市ホームページからの電子申請

2. 意見公募手続きの結果

- (1) 意見提出者 2 名
- (2) 意見件数 20 件

3. 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方について、次のとおりお知らせします。

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
1	第 2 章子どもの貧困対策について ・P2 相対的貧困の具体例に対するフォローが記述されていない。 ・全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現と書かれているがひとり親や障害のある家庭のインフラが全く整っておらず自立には程遠い。図中就労支援も全く機能していない。	本市においても子どもの貧困対策は総合的に推進する必要があり、各種施策を充実させていくことが重要であると認識しております。 まずは、本市における子ども、子育て世代への支援について定めた本計画の中間年改定に際しまして、貧困対策を位置づけるとともに、改定後は、本市の実情を踏まえ、限られた財源を有効に活用するため、効果的な施策の実施に努めてまいります。	今後の参考とします
2	第 2 章 3. 貧困対策の方向性 教育支援、就労、生活、経済的支援の充実、それぞれに具体的な支援内容、事業を明記	本市においても子どもの貧困対策は総合的に推進する必要があり、各種施策を充実させていくことが重要であると認識しております。	今後の参考とします

	し、貧困対策に対して何をどのように行っているのかを見える形にする。	まずは、本市における子ども、子育て世代への支援について定めた本計画の中間年改定に際しまして、貧困対策を位置づけるとともに、改定後は、国の大綱等を踏まえて具体的な施策を検討して参ります。	
3	2. 時間外保育事業 子どもが障害のあるなしにかかわらず、時間外保育がおこなえているか。障害のある子どもを含めた、量の見込みとするべき。	障害の有無に関わらず全ての保育園児を対象に時間外保育を実施しております。	反映済と 考えます
4	4. 子育て短期支援事業 トワイライトステイ事業およびショートステイ事業 国、県、さいたま市などにならない、対象年齢を児童福祉法の児童0～18歳までに修正すべきである。	個々の事業内容について、本市の実情を踏まえ、今後検討してまいります。	今後の参考と します
5	6. 養育支援訪問事業 支援の必要な家庭は必要に応じて支援すべきで、予め人数を設定してその人数の中だけで対応するのはおかしい。	量の見込み以上に支援を必要とする方がいる場合は、必要に応じ適切に対応してまいります。	今後の参考と します
6	基本目標 2「送迎保育事業」 事業概要を以下に訂正。 ・「通勤等で公共交通機関を利用するひとり親世帯及び低所得世帯の利便性を高めるため」	「通勤等で公共交通機関を利用する子育て世代の利便性を高めるため」を、ご意見を踏まえ、次のように訂正しました。 「多様化する保育需要に対応すると共に、通勤等による公共交通機関の利用者を中心とした子育て世帯の利便性を高めるため」	一部反映 しました
7	基本目標 2「送迎保育事業」 どれくらいニーズがあるのか？利用のニーズがどれ位あるかを十分に把握することが必要である。また利用料については一律、同負担ではなくひとり親家庭、低所得家庭は負担なしとし、共働きなど一定の所得を得ている家庭に段階的な利用料を設定すべきである。	利用ニーズを把握することは、平成 33 年度から事業化するうえで設備の設計、人員体制、予算の積算等において重要と考えております。そのようなことから今後利用ニーズの正確な把握に努めてまいります。 また、利用料については他市の運営状況、利用状況等を参考に検討を進めてまいります。	今後の参考と します
8	基本目標 2「夜間保育事業」 以下に訂正する。 ・「それぞれの利用についてはひとり親及び低所得者とする」を追加で入れる。 ・「共働きについては正規職員(2人共)とし利用料は自己負担とする」を追加で入れる。	保護者の多様な就労形態等に対応するため、保育所の開所日、開園時間も就労形態に呼応する必要があります。夜間保育事業は、夜間に及ぶ保育を必要とする世帯を対象としております。また、保育料は、通常の保育園と同様に、保護者の市民税の課税状況に応じて、段階的に決定されます。	反映でき ません
9	基本目標 2「休日保育事業」 以下に訂正する。 ・「それぞれの利用についてはひとり親及び低所得者とする」を追加で入れる。 ・「共働きについては正規職員(2人共)とし利用料は自己負担とする」を追加で入れる。	保護者の多様な就労形態等に対応するため、保育所の開所日、開園時間も就労形態に呼応する必要があります。休日保育事業は、日曜日等の休日にも保育を必要とする世帯を対象としております。また、保育料は、通常の保育園と同様に、保護者の市民税の課税状況に応じて、段階的に決定されます。	反映でき ません
10	基本目標 4「ひとり親家庭等学習支援事業」	個々の事業内容について、本市の実情を踏まえ、今後検討	今後の参

	ひとり親家庭の中学生だけでなく小学生、高校生も対象とすべき。また、単科ではなく複数の科目を学習できるようにすべき。	してまいります。	考としま す
11	基本目標 4「こどもの発達支援巡回事業」 発達障害の専門的な知識を有する者が「その子」の専門ではない。「その子」を日常的に見ている保育士がその子のことを一番よくわかっている。気になる行動のみに着目するのではなく他の子ども同様にあたたかいまなざしで保育を行えるような助言指導をすべきである。また、「発達が気になる」という表現が「気になる」のであらためてほしい。	本事業は、保護者の同意を得た上で、日常的に子どもに接する保育士等から普段の様子や気になる行動を事前に情報提供していただき、それに基づき訪問を実施し、保育士や保護者に対して早期から必要な支援や助言を行うものです。 また、「発達が気になる」という表現につきましては、ご指摘の通り誤解を招きかねない表現であるため、事業概要を以下の通り修正します。 「発達障害の専門的な知識を有する者が市内の私立保育園等の求めに応じて巡回し、保育士等に対して必要な助言・指導を行う。」	一部反映 しました
12	基本目標 4「放課後デイサービスの利用促進」 支給決定のプロセスを見直すべきである。障害の程度にかかわらずどの子どもも等しくサービスを受けることができるようにしてこそその事業拡大である。	放課後等デイサービスについては、障害の種別や程度によらず、支援が必要な児童を支援する制度であり、障害が最重度の児童から手帳を持っていないいわゆる発達障害の児童まで幅広く利用されています。様々な特色を持った事業所が増えることで、より個々の児童に合った必要な支援が受けられやすくなるものと思われまますので、引き続き、事業の利用を促進していきたいと考えています。そのなかで、支給決定については、児童の家庭状況やニーズがさまざまであることから、他市の状況等を踏まえて検討していきたいと考えています。	今後の参 考としま す
13	基本目標 4「特別支援教育の理解促進」 リーフレット「みんななかよく」「共に育つ」を学年に応じて作成し、各学年毎年学べるようにすべきである。事業量に実施回数を明記するべき。	特別支援教育の理解促進のため、その手段として啓発資料、リーフレット等を製作しており、改定にあたり啓発資料を活用した特別支援学級の授業公開の参加者数を目標事業量として設定しております。	反映済と 考えます
14	基本目標 5「多子世帯応援クーポン事業」 事業概要に「一定の所得より低い家庭に対して」を入れる。	多子世帯クーポン事業につきましては、埼玉県の事業に併せて本市の多子世帯への支援を行うこととしています。そのため実施基準等は県基準に合わせる事が求められております。	反映でき ません
15	基本目標 5「第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業」 事業概要に「一定の所得より低い家庭に対して」を入れる。	個々の事業内容について、本市の実情を踏まえ、今後検討してまいります。	今後の参 考としま す
16	基本目標 4 以下を追加で加える ・ひとり親の自立の支援事業及び目標事業量	ひとり親家庭にかかる支援事業及び目標事業量に関しては現行計画内でお示ししておりますが、子育てと仕事の両立など、引き続きひとり親家庭でも安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。	今後の参 考としま す
17	計画全体としての意見 こどもの貧困対策に対しての支援があまりに脆弱である。 ひとり親や子どもが病気になったとき 24 時間年中無休で子どもを安心して預けられる場所	本市においても子どもの貧困対策は総合的に推進する必要があり、各種施策を充実させていくことが重要であると認識しております。 まずは、本市における子ども、子育て世代への支援について定めた本計画の中間年改定に際しまして、貧困対策を位置づ	今後の参 考としま す

	の確保等の施策が必要であり、改正案に盛り込むべき。	けるとともに、改定後は、本市の実情を踏まえ、限られた財源を有効に活用するため、効果的な施策の実施に努めてまいります。	
18	計画全体としての意見 これだけこどもの貧困が社会問題となっている中、生活保護費等の削減が行われようとしている。健康で文化的な生活を送るため、経済的支援が必要である。	経済的支援につきましては、保育料の負担軽減やひとり親家庭の保護者が資格取得を目指す際の給付金制度拡充、貸付制度の要件緩和など、各種施策の充実を図っており、今後も効果的な施策の実施に努めてまいります。	今後の参考とします
19	ワークライフバランスの推進・啓発について、現状必要性を感じない。またはひとり親のワークライフバランスをテーマにすべきである。	ワークライフバランスの推進は、ひとり親の方も含めた、働くすべての方を対象として、子育て期や親の介護を行う中高年期などライフステージに応じて仕事と生活のバランスをとることができる社会の実現のために必要であると考えております。 今後も、市民の方をはじめ企業への啓発を図り、安心して子育て等ができる環境づくりを促進してまいります。	今後の参考とします
20	放課後子供教室について、川越市も各学校の空き教室を利用して実施して欲しい。名古屋市の放課後預り事業を参考にさせていただきたい。	放課後子供教室については、現行計画 79 ページ第 5 章基本目標 5- (3) に位置づけられており、その実施について検討を行っております。今後も先進事例等からその有効性も含めて引き続き検討してまいります。	今後の参考とします